

22生産第3792号
平成22年9月10日

各地方農政局生産経営流通部長等

生産局生産流通振興課長
生産局畜産部畜産振興課長

花粉交配用みつばちの安定確保のための体制整備について

花粉交配用みつばちの安定確保を図るため、「花粉交配用みつばちの需給調整の推進について」（平成21年4月10日付け21生畜第71号生産流通振興課長、畜産振興課長通知）により、花粉交配用みつばちの需要期における需給調整を実施してきたところです。

昨期は、関係各位の御尽力もあり、全国的な需給調整システムの円滑な運用が図られたところですが、今期も10月以降、いちご栽培をはじめとして花粉交配用みつばちの需要が本格化することから、貴職におかれましては、花粉交配用みつばちの需要期に不足なく、安定的にみつばちが活用できるよう、下記のとおり、花粉交配用みつばちの需給調整システムによる体制を再整備し、需給調整を実施するよう、貴管内の各都道府県に対して御指導願います。

記

1 園芸産地における花粉交配用みつばちの需給状況について

- (1) 各都道府県の園芸担当部署におかれては、農業関係団体等に花粉交配用みつばちの需給調整システムについて改めて周知するとともに、園芸産地における花粉交配用みつばちの需給状況を把握の上、不足が見込まれる場合には、畜産部署とも連携し、花粉交配用みつばち需給のマッチングに努めてください。
- (2) 都道府県内の園芸作物現場における花粉交配用みつばちの不足が見込まれ、都道府県内における調整が困難な場合、【様式1】に記載し、ただちに地方農政局等へ提出してください。
- (3) 各地方農政局等の園芸担当部署におかれては、管内都道府県から提出のあった調査表を、すみやかに生産局生産流通振興課へ提出してください。

2 花粉交配用に供給可能なみつばちについて

- (1) 各都道府県の畜産担当部署におかれては、都道府県養蜂団体等の協力を得つつ、園芸担当部署から花粉交配用みつばちの確保が困難な産地の状況について連絡があった場合に、供給可能と見込まれる花粉交配用みつばちの情報を提供できるよう【様式2】に記載するとともに、全国的な需給調整を行うことになった場合に備え、地方農政局等へ提出してください。
- (2) 各地方農政局等の畜産担当部署におかれては、管内都道府県から提出のあった調査表を、すみやかに生産局畜産部畜産振興課へ提出してください。

3 調査結果の取りまとめ及び結果に基づく需給調整

9月30日（木）から当分の間、各都道府県は、【様式1】については不足が見込まれた場合にはただちに報告して下さい。

【様式1】については、不足の状況がない場合、都道府県内で調整がついた場合であってもその旨を、【様式2】については毎月15日及び末日（当該日が土、日、祝日の場合はその翌日）までに別紙様式に記載の上、農政局等へ、各地方農政局等は、すみやかに【様式1】については生産流通振興課へ、【様式2】については畜産振興課へ報告してください。

農林水産省では、報告頂いた都道府県における不足状況、供給養蜂場の情報より、全国レベルで需給調整を図っていきます。

【別紙:様式1】

都道府県名 : 〇〇県〇〇課

調査責任者(園芸) : (氏名、連絡先)

花粉交配用みつばちの不足産地

不足する蜂群数 (作物別) ^{※1}	必要とする時期 ^{※1}	必要としている産地 (JA、地域等)	連絡先名	電話番号	備考 ^{※2}
△△ 100群	10/1~12月中旬	JA〇〇	JA〇〇資材販売課(担当者名)	〇〇-〇〇-〇〇	
△▲ 200群	10/1~10/31	△△地区	△△農林事務所〇〇課(担当者名)	△△-△△-△△	
▲△ 50群	11/1~	JA△□	JA〇〇 △△支所(担当者名)	〇△-〇△-〇△	

※1 不足の情報は原則非公開とする

※2 留意点等を記述

【別紙:様式2】

都道府県名 : 〇〇県〇〇課

調査責任者(畜産) : (氏名、連絡先)

供給可能な花粉交配用みつばちの状況【都道府県等共有情報】

供給可能な養蜂農家名	供給が可能な時期	供給可能群数	備考(条件等)
A養蜂場	~11月中旬	100群	リースのみ
B養蜂場	10/1~10/31	50群	

花粉交配用みつばちの需給調整システム

(参考)

